

給水装置の新設に係る加入金等の納入について

1. 加入金等料金表

口径	加入金	設計審査手数料	工事検査手数料	納入額合計
13 mm	12,650 円	160 円	980 円	13,790 円
20 mm	32,450 円	160 円	980 円	33,590 円
25 mm	52,250 円	160 円	980 円	53,390 円
40 mm	161,150 円	160 円	980 円	162,290 円
50 mm	239,800 円	160 円	980 円	240,940 円
75 mm	641,300 円	160 円	980 円	642,440 円

※加入金は、消費税(10%)込の金額です。

※設計審査手数料及び工事検査手数料については、非課税です。

2. 給水装置の改造に係る加入金等の納入について

給水装置の改造工事を申込みの場合、上記料金表の設計審査手数料及び工事検査手数料に加え、以下の加入金の納入が必要になります。

- ① 改造工事で給水装置の口径を大きくする場合、上記料金表のそれぞれ該当する口径に係る加入金の差額の納入が必要になります。
- ② 改造工事で給水装置の口径を小さくする場合、加入金の納入は必要ありません。 ※但し、設計審査手数料と工事検査手数料の納入が必要となります。

3. 臨時仮設給水装置の設置に係る加入金等の納入について

臨時仮設給水装置の設置を申込みの場合、上記料金表の設計審査手数料及び工事検査手数料の納入が必要です。加入金の納入は必要ありませんが、使用する水道の単価が割高になります。

4. 各戸検針の申込みに係る加入金等の納入について

集合住宅等において各戸検針を申込みの場合、上記料金表の設計審査手数料及び工事検査手数料に加え、その建物に設置するそれぞれのメーターに係る加入金を合計した額の納入が必要になります。ただし、親メーターについては、加入金の納入は必要ありません。